

## 敦賀市広告事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、敦賀市が保有する財産及び市が作成する帳票等に民間事業者等の広告を掲載することに関する、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市有財産 地方自治法（昭和22年法律第67号）及び敦賀市財務規則（昭和55年規則第4号）に定める公有財産及び物品並びに市が作成する帳票等をいう。
- (2) 広告媒体 次に掲げる市有財産のうち、広告掲載をすることが適当であると認めるものをいう。
  - ア 市が発行する印刷物
  - イ ウェブページ
  - ウ 土地、建物、車両等
  - エ その他広告媒体として活用できる市有財産
- (3) 広告手法 広告媒体に、次の手法を用いて民間事業者等の広告を掲載等することをいう。
  - ア 広告の掲載及び掲出
  - イ ネーミングライツ（命名権）の付与
  - ウ 市が開催する催事等への事業協賛
  - エ その他市長が必要と認める手法

### (広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 人権侵害、差別若しくは名譽毀損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
- (7) 意見広告又は名刺広告
- (8) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (10) その他広告として不適当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告内容及びデザインに関する個別の基準が必

要な場合は、別に定める。

(広告の規格等)

第4条 広告媒体、手法、規格及び掲載位置等は、案件ごとにその都度定めるものとする。

(広告募集方法等)

第5条 広告募集方法、広告掲載料及び選定方法については、案件ごとにその都度定めるものとする。

(掲載申請)

第6条 広告を掲載しようとするもの（以下「掲載申請者」という。）は、敦賀市広告掲載申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項に定める申請があったときは、その内容について審査し、掲載の可否を決定するものとする。この場合において、広告の内容等が法令及び当市の基準等に違反し、又は違反するおそれがあると判断したときは、掲載申請者に対して広告内容等の変更を求めることができる。なお、広告内容等の変更にかかる費用は掲載申請者が負担するものとする。

3 市長は、広告の掲載の可否を決定したときは、その結果を敦賀市広告掲載承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により、掲載申請者に対しその旨を通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第7条 広告掲載の承認の決定を受けたもの（以下「掲載者」という。）は、市長が指定する期日までに、広告掲載料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載決定の取り消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。この場合において、広告の掲載の取消によって生じた損害に対しては、市はその責任を負わない。

- (1) 掲載者が業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 掲載者が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 掲載者が市長の指定した期日までに広告の原稿等を納付しなかったとき。
- (4) 掲載者が市長の指定した期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (5) その他市長が特に広告掲載が適当でないと認めるとき。

(広告の変更)

第9条 掲載者は、広告内容を大きく変更しようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

2 前項の規定による申請及び決定の方法については、第6条及び第8条の規

定を準用する。

(広告掲載料の返還)

第10条 納入された広告掲載料は還付しない。ただし、市の責めに帰すべき理由により広告が掲載できなかつたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さないものとする。

(掲載者の責務)

第11条 掲載者は、広告内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 原稿及び広告の作成費用は、掲載者の負担とする。

3 広告の内容に虚偽があることが判明した場合は、広告の掲載の中止等適切な措置をとるものとし、これに伴い生じる経費は掲載者が負担する。

4 第三者から、広告掲載に関連して苦情の申し立て又は損害賠償の請求等があつたときは、掲載者自らの責任で解決しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年9月16日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年2月22日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年　月　日

敦賀市長 あて

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

敦賀市広告掲載申請書

敦賀市市有財産への広告掲載について、敦賀市広告事業実施要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

掲載場所	
掲載期間	
広告の内容	
添付書類	<input type="checkbox"/> 掲載する広告の出力見本 <input type="checkbox"/> 広告主の敦賀市税納付状況調査同意書 (敦賀市競争入札参加資格を有していない広告主のみ)
同意事項	<input type="checkbox"/> 関連する法令及び敦賀市の広告規程を遵守します <input type="checkbox"/> 敦賀市からの広告内容の変更の求めに従います <input type="checkbox"/> 広告内容に起因する事象に関しては、申請者の責任において対応します
担当者	
連絡先	電話番号 ファクシミリ メールアドレス
備考	

様式第1号関係様式

年 月 日

敦賀市長 あて

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

担当者名  
電話番号

敦賀市税納付状況調査同意書

敦賀市市有財産への広告掲載に当たり、当社の敦賀市税納付状況について調査することに同意します。